

特別養護老人ホーム めぐみ短期生活介護(ショートステイ)

重要事項説明書

1. 施設の概要

1) 名称及び所在地等

- ①名称 特別養護老人ホーム めぐみ
- ②開設年月日 平成 20 年 1 月 1 日
- ③所在地 横浜市泉区中田町3430-6
- ④TEL 045-800-4165
- ⑤FAX 045-800-6514
- ⑥施設長名 柴崎 知成

2) 目的と運営方針

- ①利用者に対し健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めます。
- ②利用者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。
- ③利用者の意思および人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めます。
- ④明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3) 施設職員体制

	員 数	業務内容
施設長	1	運営の管理
医師	1	健康管理
看護職員	3	看護
介護職員	19	介護
管理栄養士	1	栄養管理及び栄養指導
機能訓練指導員	1	機能訓練
生活相談員	1	相談
介護支援専門員	1	ケアプラン作成

2. サービス内容

1) 介護計画書の立案

利用者一人一人に合わせて介護計画を立案し、利用者またはご家族の同意を得ます。

2) 食事

管理栄養士が作成する献立表により利用者の状態にあった食事を提供します。

3) 入浴

一般浴槽と特別浴槽で対応いたします。

週に最低2回はご利用いただけます。入居者の状態に合わせて清拭の場合があります。

4) 医学的管理・看護

医師、看護師により健康管理・生活指導を行います。

① 容態変化時の対応

契約第11条(事故時の対応)以外での利用者の受診・入院については、施設医師が必要と判断した場合にはご家族へ連絡のうえ、受診等を実施いたします。なおその際には病院への受診つき添い等のご協力をお願いいたします。**なお、協力医療機関(次項)以外の医療機関を希望され、当該職員が対応する場合は、交通費等を別途ご請求させて頂く場合がございます。**

② 薬

病院で薬を処方されている方で、当施設に利用中においても、継続的に服用が必要な方は、入居時に薬の内容が把握できるものをお持ちください。

短期(ショートステイ)利用者は利用日数分の薬をご用意してください。

5) 介護

利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように適切に応じます。

6) 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

7) 相談及び援助

3. 利用料金・キャンセル料について

別紙利用料金表を参照してください。

4. 協力医療機関

下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいています。

: 協力医療機関	・新中川病院	横浜市泉区池の谷 3901	045-812-6161
	・湘南泉病院	横浜市泉区新橋町 1784	045-812-2288
	・湘南第一病院	藤沢市湘南台 1-19-7	0466-44-7103
	・戸塚共立いずみ野病院	横浜市泉区和泉中央北 1-40-34	045-800-0320
: 協力歯科医療機関	・江口歯科医院	横浜市泉区緑園 2-6-1	045-812-8041
	・横浜いずみ台病院	横浜市泉区和泉町 7838	045-806-1131

5. 緊急時の対応

緊急の場合には、「申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会は、1 階受付に備え付けの帳簿に氏名等記入してください。9:00～18:00 頃以外は、防犯上、原則、施錠します。上記時間以外でご面会をされる場合は、当施設にご連絡ください・外出・外泊は、所定の手続きを取って行いください。
- ・指定した場所以外で火気の使用及び喫煙をしないでください。
- ・故意に施設若しくは物品を破損しないでください。また、施設外に持ち出さないでください。
- ・健康に留意し、又施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為、施設に協力してください。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必要な所持品、備品等以外は禁止いたします。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則ご本人及びご家族で行ってください。
- ・館内で感染症が発生もしくは拡大された場合には、居室及びユニットを変更して頂く場合がございます。

7. 非常災害対策

- : 防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- : 防火訓練 年2回

8. 禁止事項(当施設では、次の事項を禁止します)

- : 営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動。
- : 喧嘩や口論で大声を出したり、楽器の音を大きく出す等して他の入居者に迷惑を及ぼす事。

:施設内での秩序、風紀を乱し、他の入居者に迷惑を及ぼすこと。

9. 苦情対応

:利用者は提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

:苦情対応窓口 生活相談員・**介護支援専門員**

電話 045-800-4165 FAX 045-800-6514

:行政相談窓口 **国民健康保険団体連合会** 電話 045-329-3400(代表)

横浜市 健康福祉局 高齢施設課 電話 045-671-2356

【説明確認欄】

令和 年 月 日

事業者 特別養護老人ホーム めぐみ 管理者 柴崎 知成 印

重要事項説明書について文書を交付し、説明しました。

説明者 (職種)

(氏名) 印

重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

利用者 (氏名) 印

署名代行者 (氏名) 印

(利用者との関係)

(署名代行の理由)

代理人 (氏名) 印

(利用者との関係)

立会人 (氏名) 印

(利用者との関係)